

徳島県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 道路の種類

県道

二 路線名

阿南小松島

三 指定する道路の部分

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
小松島市立江町字中ノ坪二七八番地 先から 同 地先まで 二二六一番一	八・九〇四五・一	二八三・六

四 指定する期日

令和八年三月六日